

令和5年第3回 市民福祉委員会会議録

令和5年9月5日

第2委員会室

開 会： 午後1時27分

委 員 長 服部 紀史

副委員長 林 貴光

2番委員 秋山 佳寛、3番委員 平林多津子、4番委員 柘植 孝彦、5番委員 堀 光明

委員長 ; 定刻前ですが皆さんおそろいようですので、ただいまから令和5年第3回市民福祉委員会を開会いたします。

本日の会議は、去る8月24日の本会議において、当委員会に付託された議案の審査であります。議事の進行は次第書の順序で行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに小坂市長、御挨拶をお願いいたします。

市長 ; 皆さんこんにちは。午後からの市民福祉委員会です。どうぞよろしくお願いいたします。私のほうから幾つか御報告を申し上げたいと存じます。

まず日曜日に行われました総合防災訓練でございますが、市民皆さんの世帯での参加率は、およそ3分の2、66.7%ということでございまして、大変多くの皆様に御参加をいただいたということでございます。議員の皆様も、それぞれの地域で御参加をいただき本当にありがとうございました。

それからもう一つ、先週でございますが、私とそれから、副議長さんにも御参加いただきポーランド共和国に、岐阜県知事の一行とともに行ってまいりました。岐阜県と、ポーランドのシロンスク県という2つの県が友好の協定を結んだということでございまして、そのきっかけづくりとして恵那市が役割を果たしたということでございます。ちなみに、ポーランド国内では、県同士の日本との交流は今回が初めてということで、非常に大きな注目を浴びたということでございます。それからクラクフという都市の中にあります日本美術技術博物館、いわゆるマンガ館と言われるところと恵那市の中山道広重美術館が、来年春に正式な協定を結ぶための覚書を今回結ぶことができました。今後どのような交流ができるかということを検討してまいりたいと思っております。

それでは、本日、委員会、活発な御意見賜りますようお願い申し上げます。

よろしくお願いします。

委員長 ; ありがとうございます。

続きまして、千藤議長、御挨拶をお願いいたします。

議長 ; 皆さんこんにちは。市長も申されましたように、先般の防災訓練、誠に議員の皆さん、執行部の皆さん御苦労さまでございました。昼間は大変暑いですが、私の地域も稲刈りが始まって、確実に秋が深まっているなと思っております。朝晩の寒暖差が大変ありますので、皆さん体調には気をつけて職務に専念していただきたいと思っております。今日は第3回の市民福祉委員会ということで、5件の審査でございます。活発な委員会になることを期待しております。よろしくお願いします。

委員長 ; ありがとうございます。

それでは議題に入りますが、議案の内容は本会議において詳細説明まで受けておりますので、直ちに委員の質疑、それに対する答弁、討論、採決という順序で進めさせていただきます。なお、発言につきましては、委員長の許可を得て、必ずマイクのランプが点灯していることを確認し、着座にて、マイクに向かって、簡潔に質疑、答弁をされますようお願いいたします。

委員長 ; 初めに、「議第66号 令和5年度恵那市一般会計補正予算（第5号）（歳入歳出所管部分）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

3番委員。

3番委員 ; はい、お願いします。予算書の20ページ、21ページですが、説明資料でもありますね。2款3項1目の戸籍住民基本台帳事務一般経費211万2,000円です。

ここでは委託料として上げられています。この戸籍住民基本台帳整備というのは国での統一が要求されているもので、これをやらないと国とつながっていかないのか、ということもお聞きしたいです。

それからもう一つ、委託ということですが、どこへ委託するのですか。この業務に関わってはいいつも同じ委託先でしょうか、ということをお尋ねしたいと思います。お願いします。

委員長 ; はい、市民課長。

市民課長 ; はい。国での統一が要求されているかという点につきましては、令和4年10月に地方公共団体情報システム標準化基本方針が閣議決定されました。その中で、地方公

共同体における対象 20 業務で使用する業務システムについて、令和 7 年度末までに国が示す標準仕様書に準拠したシステムに移行することとされており、全国的に統一が求められております。

もう 1 点、どこへ委託するかという点につきましては、この業務内容といたしまして、戸籍システム内の重複データや異常値の修正、除去等を行い、標準化に向けたデータ整理を行う作業となります。そのため、現在の戸籍システムの導入事業者に委託することが適当ではないかと考えております。以上となります。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; 続きまして、ちょっと資料のページが書いてないので申し訳ないです。

予算書の 24 ページの 3 款 1 項 3 目、高齢者福祉事務一般経費 200 万 6,000 円。扶助費ですが、老人保健措置費 1 名分の増額ということで、これはもう少し詳しく説明いただきたいのですが、措置する方が 1 名増えたということでしょうか。お願いします。

委員長 ; はい、高齢福祉課長。

高齢福祉課長 ; はい。お願いします。老人保護措置費、聞きなれない言葉であります。これは環境上または経済上の理由から、居宅での生活が困難になった高齢者に対し、その問題を解決するために必要な手続をとることを老人保護措置と申します。

一般的に、介護度のある高齢者の場合は、ケアマネジャーさんにより介護老人福祉施設等への入所手続をとりますが、比較的元気な高齢者を措置する場合は、恵那市の場合ですと、養護老人ホーム恵光園に恵那市が入所の手続を行い、その費用は、指定管理料として恵那市が指定管理者に支払っております。

一方で、様々な理由によって市外の施設への入所手続をとらなければならない場合もあり、その際には恵那市が措置費として施設へ費用を支払うことになります。

今回の件は、市外の老人ホームへ令和 5 年 7 月より入所措置した高齢者が 1 名発生し、その費用を予算化する必要が生じたので、令和 5 年 7 月から 3 月までの 9 か月分にかかる金額を、高齢者福祉事務一般経費に扶助費として予算計上したものでございます。なお、入所に対します個人負担分につきましては、対象となります高齢者の所得によって負担額が決定されることとなっており、今回本人に御負担いただきます金額は、一般会計の歳入に老人保護措置費負担金として予算計上しておりますので、お願いいたします。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; すみません、予算書の 26 ページです。3 款 2 項 2 目、児童家庭支援事業費ということで、382 万 8,000 円。自立支援給付金の増額ですが、これは障害を持ったお子さんへの給付金だと思いますが、受給者は現在何人いて、どれだけ増えたのでしょうか。お願いいたします。

委員長 ; 子育て支援課長。

子育て支援課長 ; はい。これは障がいの関係ではなくて、母子家庭自立支援給付金の増額になります。

内容は、独り親家庭の親が就職の際に、有利で生活の安定につながる資格、例えば、看護師、保育士、美容師などの資格を取得するために給付金を支給し、生活の負担軽減を図る事業になります。増額の理由については、当初予算時には 3 名分で計上しておりましたが、1 名追加となり、4 名の受給者になったことと、受給者の単価が変更になったことによる増額が理由になります。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、1 番委員。

1 番委員 ; 補正予算資料の 4 ページの最下段になります。4 款 1 項 6 目、地域医療確保対策事業費について、恵那市看護師修学資金貸付事業の現状はどのような状況か。利用状況など、詳しく教えてください。

委員長 ; 地域医療課長。

地域医療課長 ; はい。恵那市看護師修学資金貸付事業は、平成 28 年度から事業を開始しており、これまで 4 名の方が利用されました。貸付期間の 1.5 倍以上、看護師業務に従事した場合は、市内の公立病院あるいは診療所ですが、そちらに従事した場合は、貸付金の返還が免除されて、既に 2 名の方が、返還免除期間、看護師業務に従事されたもので、全額免除されております。

また、新規の申請については、広報えなでお知らせしておりますが、令和元年度から申請がない状況です。以上です。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、3 番委員。

3 番委員 ; はい、お願いします。予算資料の 6 ページ、下から 2 番目の予防接種事業費、4 款 1 項 4 目ですが、21 万 2,000 円が、予防接種健康被害による給付金となっています。具体的にどれだけの健康被害申請があつて、厚労省の認可がおりたのですかということと、いつどのような健康被害があつたのかということをお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

委員長 ; 健幸推進課長。

健幸推進課長 ; はい、よろしく願いいたします。予防接種健康被害制度に基づく申請になり、予防接種の種類としては新型コロナワクチンになります。接種日は令和3年8月に接種した方で、対象の方は10代の女性になります。申請分としては、令和4年4月に上がってきており、病名は頭痛、倦怠感、血管迷走神経反射でございます。その後、予防接種事故調査会を経て、県及び厚生労働大臣に進達を令和4年9月16日にしております。認定としては厚生労働大臣から、令和5年7月6日に降りております。

今回の請求につきましては、医療手当請求額になります。31万6,900円の支払い額になりますが、当初予算で10万5,000円の予算措置がしてありましたので、その差額として21万2,000円の増額をさせていただいております。

この方についてはまだ治癒が完了しておりませんので、今後また治癒に向け、その都度申請が上がってきます。その後また予算計上させていただきます。以上でございます。

委員長 ; ほかにありませんか。

はい、3番委員。

3番委員 ; お願いします。予算資料の6ページ、その予防接種事業費の上です。生活保護費です。3款3項1目250万円。理由として、制度改正などに伴うシステムの改修ということでしたが、どのような制度改正かお尋ねします。

また、電算処理の委託は、先ほどの市民課と同じように、今までと同じところをお願いするのか。お願いします。

委員長 ; 社会福祉課長。

社会福祉課長 ; はい。お願いします。250万円、制度改正に伴うシステム改修というところでの制度改正の内容です。国では5年に1度になりますが、定期的に生活保護受給者の生活扶助費の基準額の見直しを行っております。昨年の12月に見直しがまとまり、特に消費実態に係る統計調査等を踏まえて、このたび、生活扶助の基準額が見直されることになりました。まずこれが一つの大きな内容です。

さらに、今回コロナ禍ということでこの2年間、コロナ禍による影響でエネルギー、食料品を中心とした物価上昇に係る影響を考慮し、当面2年間の特例措置になりますが、保護世帯1人当たり月額1,000円を特例的に加算することが決まりました。この2点の見直しが、令和5年10月から実施されることになりました。それに伴って必要となる保護システムの改修になります。

参考までに、この基準額の改正により、65歳の高齢者の単身世帯がどうなるかとい

うことを数字だけお伝えしておきます。現行の月額では、これは令和2年10月からの金額になっておりますが、6万6,640円。こちらが今回の基準額見直しと、1,000円の特例加算をしますと、今度の10月からは6万9,670円ということで、3,030円が上げられることになっております。

なお、もう1点の御質問にありましたシステムの改修の委託先ですが、現行のシステム製造元である、北日本コンピューターさんに、引き続き電算処理の改修委託をお願いする予定にしております。以上です。

委員長 ; はい、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第66号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; はい。全会一致であります。よって「議第66号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第67号 令和5年度恵那市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第67号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第67号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第68号 令和5年度恵那市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」

を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第68号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第68号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第71号 令和5年度恵那市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第71号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第71号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

委員長 ; 次に、「議第72号 令和5年度恵那市国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本件に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 御質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件に対する討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

委員長 ; 討論はありませんので、ただいまから採決を行います。

「議第72号」は原案のとおり可決すべきものに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛 成 者 挙 手)

委員長 ; 全会一致であります。よって「議第72号」は原案のとおり、可決すべきものと決しました。

.....

委員長 ; 以上で予定の議題を全て終了いたしました。

最後に、本会議における委員会審査結果報告書の作成については、正副委員長に一任いただくことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長 ; ありがとうございます。

それではこれをもちまして、令和5年第3回市民福祉委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後1時45分閉会

.....

恵那市議会委員会条例第30条の規定によりここに署名又は押印する。

恵那市議会 市民福祉委員長 服 部 紀 史